

労務に関する改正事項

● 出産育児一時金の見直し

現在、被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される出産育児一時金は38万円ですが、平成21年10月から、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合に限り42万円に引き上げられます。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は39万円となります。

【受給額の変更】

9月末まで	10月以降	
38万円	42万円	産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合
	39万円	上記機関以外で出産した場合

※産科医療補償制度とは・・・

出産に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と脳性麻痺の原因分析・再発防止を目的とする制度で、分娩機関は取扱分娩数に応じた掛金を支払い、補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、保険会社から分娩機関に保険金が支払われる制度です。

【受取方法の変更】

また、平成21年9月までは、原則として被保険者が出産後に協会けんぽに出産育児一時金を申請していましたが、平成21年10月からは出産にかかる費用に「出産育児一時金を充てること」ができるよう、協会けんぽから「出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み」に変わります。このため、まとまった出産にかかる費用を事前に用意する必要がなくなります。

● 最低賃金の変更されます

10月4日より左記のように変更されます。

変更前	変更後
668円	696円

9月末まで	10月以降
原則、病院に出生産費用を支払ってから一時金を請求する。	<ul style="list-style-type: none"> * 一時金を病院が受け取り、その金額以内なら窓口払いの必要なし。 * 一時金が出産費用を下回った場合、差額は請求により本人に戻ります * 出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等に支払うことになります。

● 厚生年金保険料率の変更されます

実施時期：平成21年9月より

厚生年金保険料	会社負担	本人負担
15.704%	7.852%	7.852%

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>